

佐賀県告示第二百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成二十三年九月三十日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

武雄市橘町大字片白字片白九一四の二、九一六の一、九一六の三、九一六の四、九一八の二、九三一四の二六、九三一四の二八、九三一四の三二、九三一四の一六九、九三一四の一七〇

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び武雄市農林商工課に備え置いて縦覧に供する。)